プロジェクト　ASAF 対応

項目　2015 年 アジェンダ協議

I. 本資料の目的

1. 本資料は、IASB から 2015 年 8 月 11 日に公表された意見募集「2015 年 アジェンダ協議」（コメント期限：2015 年 12 月 31 日）（以下「本協議文書」という。）について、概要をご説明させていただくとともに、これに対する当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的として作成している。なお、本資料は、企業会計基準委員会（2015 年 8 月 26 日、9 月 11 日）及び ASAF 対応専門委員会（2015 年 9 月 14 日）においていただいたご意見等を踏まえて修正したものである。

II. アジェンダ協議文書の概要

2. 本協議文書は、財務報告に関心を有する者から、次の点について見解を聴取するために公表されたものである。

   (1) IASB の戦略的な方向性と作業計画のバランス

   (2) アジェンダ協議を行う間隔として、3 年間が適切か

3. IFRS財団のデュー・プロセスハンドブックにおいて、IASBは、3 年ごとに作業計画について公開協議を行うこととされている[1]。IASBは、2011 年に第 1 回目のアジェンダ協議を行っており、今回のアジェンダ協議は 2 回目のものである。本協議文書では、2016 年中旬から 2020 年中旬までのIASBの作業計画[2]等について関係者の見解を求めている。

4. 本協議文書では、次に関する記載がされている。

   (1) IASB の基準設定に関するアプローチ
   - リサーチプロジェクト
   - 基準レベルのプロジェクト
   - 維持管理及び適用に関するプロジェクト

[1] IFRS 財団のデュー・プロセスハンドブック 4.3 項から 4.5 項を参照。

[2] 本アジェンダ協議文書では、IASB の作業計画以外（教育活動や IFRS タクソノミーに関する活動）については見解を求められておらず、これらは IFRS 財団から公表されている意見募集文書「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」で見解を求められている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- 基準適用後のレビュー

(2) IASB の作業計画

- IASB の作業計画について、2011 年に行われたアジェンダ協議が 2012 年から 2015 年の作業計画にどのように反映されたかに関する説明

- 2015 年 7 月末から 2020 年半ばまでの期間を対象として、現時点で予定されているプロジェクトに関する進捗や完了の見通し（以下 5 つのカテゴリーに区分）
  - リサーチプロジェクト
  - 基準レベルのプロジェクト
  - 概念フレームワーク
  - 開示に関する取組み
  - 維持管理及び適用に関するプロジェクト

(3) IASB の作業計画に関する質問

(4) アジェンダ協議の頻度

(5) 別紙：リサーチプログラムの概要、IFRS 財団から公表されている意見募集文書に記載されている質問項目

III.IASB の作業計画とそれに対する質問

IASB の作業計画

5. 本協議文書では、「IASB の作業計画」について、次の説明がされている。

(1) 2015 年から 2020 年において、各カテゴリーに必要なリソースは次のように変化することが見込まれている。

表 1：2015 年から 2020 年において、各カテゴリーに必要なリソースの見込み

区　分	2015 から 2020 年に必要なリソース
リサーチプロジェクト	増加が見込まれる（リサーチプログラムを増加させるため）。
基準レベルのプロジェクト	大きな変化は見込まれていない。
概念フレームワーク	概念フレームワークの完了が見込まれる 2017 年からは大幅に減少することが見込まれる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

区　分	2015 から 2020 年に必要なリソース
開示に関する取組み	幾つかのプロジェクトが完了するにつれて、一定程度減少していく可能性がある。
維持管理及び適用に関するプロジェクト	大きな変化は見込まれていない。

(2) 2015 年 7 月末において、現在進行中のリサーチプロジェクト及び基準レベル及びその他の主要なプロジェクトは、次のとおりである。

表 2：2015 年 7 月末におけるリサーチプロジェクトの一覧[3]

プロジェクトの段階	プロジェクト
評価段階	事業の定義
	割引率
	のれん及び減損
	法人所得税
	排出価格設定メカニズム（以前の排出量取引スキーム）
	退職後給付（年金を含む）
	基本財務諸表（以前の業績報告）
	引当金、偶発負債及び偶発資産
	株式に基づく報酬
開発段階	共通支配下の企業結合
	開示に関する取組み――開示原則
	動的リスク管理
	持分法
	資本の特徴を有する金融商品
休止中	採掘活動／無形資産／研究開発（R&D）
	外貨換算
	高インフレ

表 3：2015 年 7 月末における基準レベル及びその他の主要なプロジェクトの一覧

デュー・プロセスの段階	プロジェクト
基準を公表予定	保険契約

[3] IASB は、表 2 に記載したほかに、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」についてもリサーチプロジェクトに着手すべきかについて検討を行っている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

デュー・プロセスの段階	プロジェクト
	リース
公開草案を公表済み	概念フレームワーク
公開草案を公表予定	開示に関する取組み――会計方針及び見積りの変更
	開示に関する取組み――重要性に関する実務記述書
ディスカッション・ペーパーを公表済み	動的リスク管理
	料金規制対象活動[4]
ディスカッション・ペーパーを公表予定	開示に関する取組み――開示原則

(3) 作業計画における個別のプロジェクトについて優先順位付けを行い、必要なリソースを配分するうえで、IASB は、次の点を含め、様々な要因を勘案する。

① 財務報告書の利用者にとっての当該事項の重要度

② 解決すべき問題の緊急性

③ 他の進行中のプロジェクト又は潜在的なプロジェクトとの関係

④ 解決すべき問題の複雑性及び広がり、並びに解決策を開発し得る可能性

⑤ 利害関係者が提案に対応することが可能か（個々の提案への対応と作業計画全体への対応の双方）

⑥ 作業計画の全体的なバランスと、最終的に基準レベルのプログラムに進む可能性のある進行中のリサーチプロジェクトにおける全体的なバランス

⑦ IASB メンバーにとって十分な時間が確保できるか、及び、スタッフのリソースが十分に確保できるか

IASB の作業計画に関する質問

6. 本協議文書では、IASB の作業計画について、次の点について見解が求められている。

(1) プロジェクトのバランス：IFRS 財団のリソースを本資料第 6 項(1)に記載した 5 つのカテゴリーに割り当てる際、IASB はどのような要素を考慮すべきか。

(2) リサーチプロジェクトについて、次の点について、どう考えるか。

① リサーチプログラムに新たなプロジェクトを加えるべきか。加えるとすれば、

[4] IASB は、料金規制対象活動に関する 2 回目のディスカッション・ペーパーを公表する予定である。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

どのプロジェクトか、その理由は何か。また、追加するプロジェクトを進めるために、現在進行中のどのプロジェクトについて優先順位を引き下げるべきか。

② リサーチプログラムから、外貨換算及び高インフレのプロジェクトを削除すべきか。賛成又は反対の理由は何か。

③ 他にリサーチプログラムから削除すべきプロジェクトはないか。

(3) リサーチプログラムの各プロジェクトについて、相対的な重要度（高・中・低）及び緊急度（高・中・低）について、どのように考えるか。なお、特にランクを高又は低とした項目について、どのような理由によるものか。

(4) 主要なプロジェクトに関する IASB の現在の作業計画について、コメントがあるか。

(5) IASB と IFRS 解釈指針委員会は、利害関係者のニーズを満たすために、適切な方法で十分な導入支援の取組みを行っているか。

(6) IASB の作業計画は、全体として、適切なペースで基準の変更がされ、原則主義の基準設定に適切な程度で詳細な基準の開発につながっているか。それは、どのような理由によるものか。

(7) IASB の作業計画について、他に何かコメントはあるか。

IV.アジェンダ協議の頻度

7. IASBは、主要プロジェクトを進める場合、リサーチから基準設定プロジェクトまで完了させるためには、通常、3 年超の期間を要する。このため、本協議文書では、関係者の一部から 3 年ごとではアジェンダ協議のサイクルとして短すぎ、5 年ないし 7 年サイクルにすべきという見解も聞かれていることが示されたうえで、アジェンダ協議の頻度を5 年ごとにすることが提案されており、賛否とその理由が求められている。

V. 当委員会の対応（案）

8. 本アジェンダ協議文書については、2015 年 10 月に開催予定の会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議において、議題とされる予定であり、本資料に記載したコメント（案）は、これに向けた対応として予備的に作成したものである。今後、国内関係者と協議のうえ、コメント・レターの提出に向けてさらに審議を行うことを予定している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

9. 以下において、アジェンダ協議の実施に対する総論（前回のアジェンダ協議の振り返り）、IASB の作業計画、及びアジェンダ協議の頻度に関する質問に対して、それぞれ、コメント（案）を記載する。

総論（前回のアジェンダ協議の振り返り）

（コメント案）

- 我々は、アジェンダ協議のプロセスは、IASB が各国のニーズを適切に識別したうえで、アジェンダの優先順位付けを行ううえで、重要と考えている。このため、IASB が 2011 年に実施したアジェンダ協議に対して、当委員会は、わが国における関係者と相当な協議を重ねたうえで、コメント・レターを提出した。

- 2011 年のアジェンダ協議後、IASB は、我々の要望と整合的に、概念フレームワークやのれんのプロジェクトについて取組みを行っており、開始したプロジェクトの項目については、一定の評価を行う。

- しかしながら、プロジェクトの進捗の状況を鑑みると、次のような点については、必ずしもわが国関係者の期待に沿った進捗となっておらず、財務情報の改善の観点から懸念を有する。

  - 概念フレームワークの見直しにおいて、当期純利益の定義を行わないまま、公開草案を公表している点。我々は、当期純利益は、財務諸表において重要な業績指標と考えており、これについて定義を行わないまま議論を進める場合、当期純利益の有用性が失われることを懸念している。

  - のれんの会計処理の見直しについて、適用後レビューや各国基準設定主体等によるリサーチによって多くのフィードバックが得られているにも関わらず、さらに、リサーチプロジェクトとしている点。我々は、のれんの会計処理は重要かつ緊急性のある問題と捉えており、こうした問題について長期間のリサーチ活動を行うことで、財務諸表の有用性の改善が結果的に遅れることを懸念している。

- 以上を踏まえると、IASB は、アジェンダ協議に対するフィードバックを検討する際、単に関係者から指摘された論点を識別するだけでなく、関係者がどのような改善を期待しているかについて十分な聴取を行ったうえで、その後の優先順位付けやプロジェクトの計画を行うことが重要と考えている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

IASB の作業計画に対するコメント案

質問 1：プロジェクトのバランス：IFRS 財団のリソースを本資料第 4 項(1)に記載した 5 つのカテゴリーに割り当てる際、IASB はどのような要因を考慮すべきか。

（コメント案）

- 協議文書に記載されている要因（本資料第 4 項(3)参照）について、特に異論はない。ただし、これらの要因の考慮に当たっては、有用性（①、②、④）と制約（③、⑤、⑥、⑦）に分けて整理してはどうか。

質問 2-1：リサーチプログラムに新たなプロジェクトを加えるべきか。加えるとすれば、どのプロジェクトか、その理由は何か。また、追加するプロジェクトを進めるために、現在進行中のどのプロジェクトについて優先順位を引き下げるべきか。

（コメント案）

- のれんについて、次の理由から、リサーチプロジェクトでなく、基準設定プロジェクトに進むべきと考える。
  - IASB は、IFRS 第 3 号の基準適用後のレビューを行っており、のれんの会計処理については、情報募集文書の質問に対して、関係者から適用経験を踏まえて多くのコメントが示されており、フィードバック文書においても優先順位を「高い」と位置付ける旨が示されていること
  - のれんについては、これまで当委員会/欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）/イタリア会計基準設定主体（OIC）のリサーチ等を通じて、既に多くのリサーチが行われており、関係者からのフィードバック（基準設定活動に移行するための十分な証拠）も十分に得られていること
  - 米国財務会計基準審議会(FASB)も同プロジェクトについて取り組んでおり、国際的なコンバージェンスを確保する観点から、IASB による取組みが重要と考えられること
- 研究開発[5]については、次の理由から、少なくとも、休止状態とすべきではないと考える。
  - 我が国関係者から開発費を資産計上することによる財務情報の目的適合性に

[5] 開発費の資産計上（質問 2-1）及び機能通貨（質問 2-2）については、当委員会が 2015 年 6 月 30 日に公表した「『修正国際基準』の公表にあたって」において、わが国関係者から寄せられた懸念が記載されている。詳細については、別紙 1 をご参照いただきたい。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ついて疑義が示されていること

・ 当委員会が実施した年次報告書の調査においても、企業によって重要なバラツキが検出されたこと

（注）ただし、関係者から指摘されている課題に対応するために、具体的にどのような提案を行うかについては、今後、当委員会において検討のうえ、コメント・レターの提出に向けて見解を形成する必要があると考えられる。

質問 2-2：リサーチプログラムから、外貨換算及び高インフレのプロジェクトを削除すべきか。賛成又は反対の理由は何か。

（コメント案）

● 外貨換算については、本来、リサーチプロジェクトから削除することは支持しない。ただし、仮にリサーチプロジェクトから削除する場合、少なくとも、機能通貨の定めに関する限定的な基準の見直しプロジェクトを行うことが必要と考えている。その理由は、次のとおりである。

・ 外貨換算については、概念フレームワークにおける測定の議論と不整合になっている箇所がある等、概念上の論点が少なからずあること

・ IFRS における機能通貨の決定方法について、一部の関係者から強い懸念が示されているが、当該懸念は、比較的短期の限定的なプロジェクトによって解決し得ること

● 高インフレについては、他のリサーチプロジェクトとの相対的な優先順位を踏まえ、リサーチプロジェクトから削除することに同意する。

質問 2-3： 他にリサーチプログラムから削除すべきプロジェクトはないか。

（コメント案）

● 割引率については、次の理由から、削除することが考えられる。

・ プロジェクトの目的が明確でないため、少なくとも、プロジェクトの目的を明確化すべきである。仮にプロジェクトの目的を事実関係の調査とすれば、既に目的は達成されており、追加的にリソースを投入する必要性は相対的に低いと考えられる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

質問 3：リサーチプログラムの各プロジェクトについて、相対的な重要度（高・中・低）及び緊急度（高・中・低）について、どのように考えるか。なお、特にランクを高又は低とした項目について、どのような理由によるものか。

（コメント案）

- リサーチプログラムの各プロジェクトについて、次のように緊急度と重要性を位置づけてはどうか[6]。

緊急度 / 重要性	高	中	低
高	のれんと減損開示[7]	基本財務諸表[8] 持分法 負債と資本 研究開発費	引当金等[9]
中	退職後給付	事業の定義 動的リスク管理 排出物価格排出メカニズム 株式報酬	共通支配下の企業結合
低		法人所得税	割引率

[6] コメント案において示した表は、IASB のリサーチプロジェクトについて、世界における関係者（わが国関係者を含む）や IASB にとって想定される重要性と緊急性に従って示したものであり、必ずしもわが国関係者の関心事項のみに焦点を当ててまとめたものではない。この点、コメント・レターに提出にあたっては、わが国関係者の関心事項について、別に示すことも考えられる。

[7] 開示プロジェクトについては、財務諸表利用者から、段階利益（営業利益を含む。）や非 IFRS 情報（EBITDA 等）の開示について、特に高い関心が聞かれている。

[8] 基本財務諸表プロジェクトには、以前、IASB が財務諸表の表示プロジェクトで検討していたプロジェクト等、わが国関係者から IASB の取組み対して慎重な姿勢を求める見解が強く示されていた項目がある一方、純損益や OCI の表示のあり方等、わが国関係者にとって重要性が高いと考えられる項目も含まれている。

[9] 引当金等のプロジェクトについては、以前、IASB が検討していた際、わが国関係者から慎重な姿勢を求める見解が強く示されていた項目がある一方、IASB スタッフが 2015 年 6 月の IASB 会議の資料で提示したアイデアにおいては、現在、検討中の概念フレームワークの見直しプロジェクトの検討を踏まえ、一部の項目について考え方の整理を行うこと等が示されている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（注）重要性と緊急性を基礎とする各プロジェクトの位置づけを記載するにあたっては、主に次の事項を考慮している。

(1) 重要性
- 関係者（わが国関係者を含む）からの関心の高さ
- 当該プロジェクトが企業の財務報告に与える影響の大きさ（深さ）
- 当該プロジェクトの帰趨が与える影響の広がり

(2) 緊急性
- 関係者（わが国関係者を含む）からの緊急性に関する見解
- 識別されている課題に対応するために今後必要と考えられる調査の内容及び性質
- FASB の作業計画

質問 4：主要なプロジェクトに関する IASB の現在の作業計画について、コメントがあるか。

（コメント案）

- 保険契約のプロジェクトについては、最終化に先立ち、Fatal Flaw レビューを行うだけでなく、フィールドテストを行うことを含め、十分なプロセスを経ることが必要と考えられる。
- 料金規制事業の会計処理については、基準開発に関するコストベネフィットの観点からは、開示のみのプロジェクトとした方が適当と考えられる。
- 開示イニシアティブー会計方針の変更と会計上の見積りの変更については、独立の基準設定プロジェクトとされているが、開示原則プロジェクトの一環として議論すべきと考える。

質問 5：IASB と IFRS 解釈指針委員会は、利害関係者のニーズを満たすために、適切な方法で十分な導入支援の取組みを行っているか。

（コメント案）

- IASB 及び IFRS 解釈指針委員会による IFRS 導入支援の取組みは概ね適当と考えられる。しかし、今後も初度適用企業があることが想定されることから、初度適用企業の取扱いを軽視することなく、そのニーズに一層注意を払って、基準開発を行うべきと考えられる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

質問 6：IASB の作業計画は、全体として、適切なペースで基準の変更がされ、原則主義の基準設定に適切な程度で詳細な基準の開発につながっているか。それは、どのような理由によるものか。

（コメント案）

- IFRS の基準変更のペースについては、一部の関係者から早急に変わりすぎるという見解が示されているが、2011 年頃の状況と比較すると、全体としては、適切なペースになってきていると考えられる。また、我が国の関係者からは、収益認識基準やリース会計基準等、比較的大きなプロジェクトについて適用日を合わせるべきというコメントよりも、個々の基準の円滑な適用を担保するために必要な準備が行えるよう、十分な期間を確保することが必要というコメントが多く示されている。

- IFRS においては、非常に詳細になっている基準（IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」等）がある一方、原則しか示されていないような基準もあり、基準の詳細さについて一貫性に欠けるのではないか。

質問 7：IASB の作業計画について、他に何かコメントはあるか。

（コメント案）

- 基準適用後のレビュー（PIR）について、次の点について明確化すべきと考えられる。
  - PIR を行う対象の選定基準が不明確である。PIR を実施するにあたって、スタッフのリソース等を踏まえる必要があり、機械的に対象を決定することが困難な点は理解するが、どのような要素を踏まえて対象を決定すべきかについて一層検討を行ったうえで、それを明示することが望まれる。
  - PIR で得られたフィードバックによって、関係者から十分なフィードバックが得られたと判断された場合、基準設定プロセスに進み得る点について明確化すべきと考えられる。

- 各国基準設定主体等によるリサーチの結果を IASB の基準設定で積極的に活用する旨、及び活用する場合の方法について明確化が必要と考えられる。例えば、ASBJ は欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）やイタリアの会計基準設定主体（OIC）と共同でディスカッション・ペーパーを公表し、日欧の関係者やグローバルな組織から多くのフィードバックを得た。IASB は、このようなフィードバックについて、

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

基準設定プロセスにおいて証拠として取り扱うように、前向きに取組みを行うべきである。

アジェンダ協議の頻度に対するコメント案

質問 8：個別の主要なプロジェクトの完了に必要な時間を考慮して、IASB は、アジェンダ協議を、現在要求されている 3 年ごとではなく、5 年ごととすることが適切であると提案している。これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような間隔を提案するか。その理由は何か。

（コメント案）

10. 次の 4 つを条件として、3 年サイクルから 5 年サイクルとすることに同意する旨をコメントしてはどうか。

(1) IASB が各国のニーズを適時に把握するとともに、アジェンダが全体としてバランスの取れたものとなることを確保するため、ASAF 会議において少なくとも年に 1 回の頻度で IASB のアジェンダについて検討するセッションを設けること。これによって、アジェンダが常に最新でバランスの取れたものとなることが期待しうる。

(2) IFRS-AC 会議においても、同様のセッションを設けること。これによって、ASAF 会議に出席していない国からのニーズも識別できると考えられる。

(3) アジェンダ協議のサイクルを明確にすること。例えば、2011 年に行ったアジェンダ協議については、3 年サイクルとすれば、通常、2014 年に第 2 回目が行われることが期待されていたことから、5 年サイクルとする場合、次回のアジェンダ協議は 2020 年に行うよう、サイクルの計算基礎を明らかにすること。

(4) アジェンダ協議を経ずとも基準設定プロジェクト（及びリサーチ・プロジェクト）を行い得る旨について明らかにすること[10]。これによって、アジェンダ協議のサイクルを長期にすることにより想定される懸念を緩和しうると考えられる。

（注）上記コメントは、次の点を踏まえたものである。

- 中規模なプロジェクトであっても 3 年では終わらないため、3 年後に行うアジェンダ協議が経過報告のような位置づけとなってしまうこと
- 特に新議長として IASB の活動と直接関係ない者が選任された場合、アジェンダ

[10] IASB の審議においては、たとえば、のれんのプロジェクトを基準設定プロジェクトにすべきか否かの検討において、アジェンダ協議を経たうえで基準設定プロジェクトに進めるべきという見解が示されていた。仮に、こうした見解をそのままとしたうえで、アジェンダ協議のサイクルを 3 年から 5 年とする場合、適時に基準設定プロジェクトを行うことが困難になると考えられる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

協議は同議長が優先順位付けを考えるうえで不可欠なプロセスと考えられるため、IASB 議長の任期（5 年×2 期）と整合させることが望ましいこと

- 追加的な制限を課すことなく、3 年サイクルを 5 年サイクルとしてしまうと、結果的に、アジェンダ協議のサイクルが著しく長いものとなる可能性があること
- ASAF メンバーは主要国から構成されており、ASAF 会議において年次でアジェンダのレビューを行う方が、アジェンダが適時なものとなっている旨を担保する目的に適うと考えられること
- アジェンダ協議の過程で関係者から IFRS 財団の体制等の見直しに関連するような指摘がされることがあり得るため、アジェンダ協議のサイクルと IFRS 財団の体制等の見直しサイクルは整合していることが望ましいと考えられること

ディスカッション・ポイント
本協議文書及び当委員会の対応（案）について、ご確認いただきたい。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙 1

「『修正国際基準』の公表にあたって」における記載

2015 年 6 月 30 日に ASBJ が公表した「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)』の公表にあたって」では、「削除又は修正」を行わずに採択した項目のうち、会計基準に係る基本的な考え方の相違や実務上の困難さに照らして特に多くの懸念が寄せられた項目の説明が記載されている。

当該説明のうち、開発費の資産計上及び機能通貨に係る記載は、次のとおりである。

開発費の資産計上

9. IAS 第 38 号では、研究局面での支出は、発生時に費用として認識し、資産を認識してはならないとされている。他方、開発局面では、企業が IAS 第 38 号第 57 項に規定されている要件のすべてを立証できる場合には、資産を認識しなければならないとされている。

10. 開発費の資産計上について、次の理由から、IFRS の取扱いについて懸念する意見が聞かれた。

    (1) 収益獲得の不確実性が高い開発費を資産計上しても有用な情報を提供しないと考えられる。

    (2) 一般的に、相当程度の支出が費用処理された後でなければ、認識規準を満たすための技術的な実行可能性や将来の経済的な便益の創出等を立証できないと考えられるため、資産計上される原価は研究開発費に関する支出のうちごく限定的なものとなり、情報の有用性に疑問がある。

機能通貨

11. IAS 第 21 号では、機能通貨は、「企業が営業活動を行う主たる経済環境における通貨」とされる。機能通貨は、いくつかの要因を考慮して決定することとされており、営業上のキャッシュ・フローなどの優先的に考慮すべき要因と追加的に考慮すべき要因といった要因間のヒエラルキーがある。

12. 機能通貨について、次の理由から、IFRS の取扱いについて懸念する意見が聞かれた。

    (1) 営業上のキャッシュ・フローは、企業のキャッシュ・フローを生み出す主要な源泉であるものの、資金調達により資金が創出されるときの通貨及び機能通貨以外

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

の通貨も含めた営業活動の結果に課される親会社所在地国の税金支払や株主への配当の源泉として留保する通貨も、機能通貨を判断するうえでは、重要な要因となる場合があると考えられる。したがって、営業上のキャッシュ・フローを優先するのではなく、すべての主要な要因を総合的に判断するように IAS 第 21 号の規定におけるヒエラルキーを見直すことを求めるべきである。

(2) 親会社所在地国の通貨が機能通貨と異なる場合、企業の内部管理を反映しない財務報告を行うこととなる問題があり、また、親会社所在地国の税法や会社法（配当可能利益の算出）が機能通貨を容認していない場合、複数の通貨をベースとする帳簿を用意する必要があり、便益に見合わない多大なコストが生じる。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。